

大田小学校いじめ防止基本方針

筑西市立大田小学校

1 目 的

児童の尊厳を保持するため、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、その基本事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

＜いじめ防止対策推進法第2条より抜粋＞

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止等の基本理念

＜いじめ防止対策推進法第3条より抜粋＞

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

4 未然防止のための取組

〈未然防止の方針〉

- いじめを起こさない学校、学級経営（心の居場所づくり、絆づくり）に努める。
 - ・ 学校（学級）のルール（やっていいことと悪いこと）が確立しており、規範意識が高い。
 - ・ どの児童にも活躍の場が意図的に設定されている。（当番・係活動の充実、一人一役）
 - ・ 友達間のトラブルが少ない、自分の学校（学級）に満足している。
 - 全教育活動の中で、児童の自尊感情や自己肯定感を育てていく。
- (1) 児童同士のよりよい人間関係づくりの推進
- ① 心の居場所となる温かい学級経営の推進（児童一人一人が活躍できる学級づくり）
 - ② 分かる授業、楽しい授業の実現（「できた」「わかった」が実感できる授業）
 - ③ グループ活動の充実（児童同士での話し合い、解決する場の設定）
- (2) 道徳教育、特別活動、体験学習の充実
- 豊かな情操と道徳心を培い、人間関係、信頼関係を育むために、全ての教育活動を通じた道徳教育、特別活動の充実を図る。
- ① 学校教育全体を通じて行う道徳教育
 - 道徳教育推進教師を中心とする協力体制や指導体制、研修体制の確立
 - 「思いやり」「生命尊重」を重点とする道徳指導計画
 - 道徳授業「主として他の人とかかわりに関すること」の積極的な実践
 - ② どの子供にも活躍の場がある魅力的な特別活動
 - 各種行事等を通じた絆づくり
 - いじめ防止に向けた取組
 - ・ いじめ防止をねらいとした道徳の授業、学級指導等の事前実施
 - ・ 人権作文、いじめ防止の学級スローガン発表（校内掲示）
 - ・ 学級ごとの人権メッセージ作成（校内掲示）
 - ③ 積極的な委員会活動の推進（認め、褒め、励ます）
 - ・ 朝のあいさつ運動、清掃や落ち葉掃き活動の実施、集会活動
- (3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- ① 情報モラルや情報リテラシーに関する教育の充実
 - ネットいじめ防止授業プラン（高学年）による授業
 - ・ 「ネット依存」、「ネット被害」、「SNS等のトラブル」、「情報セキュリティ」、「適切なコミュニケーション」をテーマにしたネットいじめ防止授業の実践
 - スマートフォン（携帯）の使用に関する研修会（児童向け、保護者向け）
 - ② 法務局又は地方法務局への協力要請（発信者情報等）

(4) 教職員の資質向上（職員研修）

- ① 本校のいじめ防止基本方針の共通理解
 - 「いじめの未然防止体制」、「早期発見・いじめ事案対処マニュアル」の理解
 - 校内における迅速な連絡体制の整備（「報・連・相・確・記」の徹底）
- ② いじめ関係の生徒指導リーフによる研修（いじめに関する認識の共有）
 - いじめの定義やいじめの進行、いじめ認定の判断基準等の理解
- ③ いじめ防止対策委員会を中核とした、いじめの未然防止、早期発見、完全解消に向けた取組
 - 生活アンケート（月1回）の実施と分析、情報の共有、解消に向けた支援策の検討

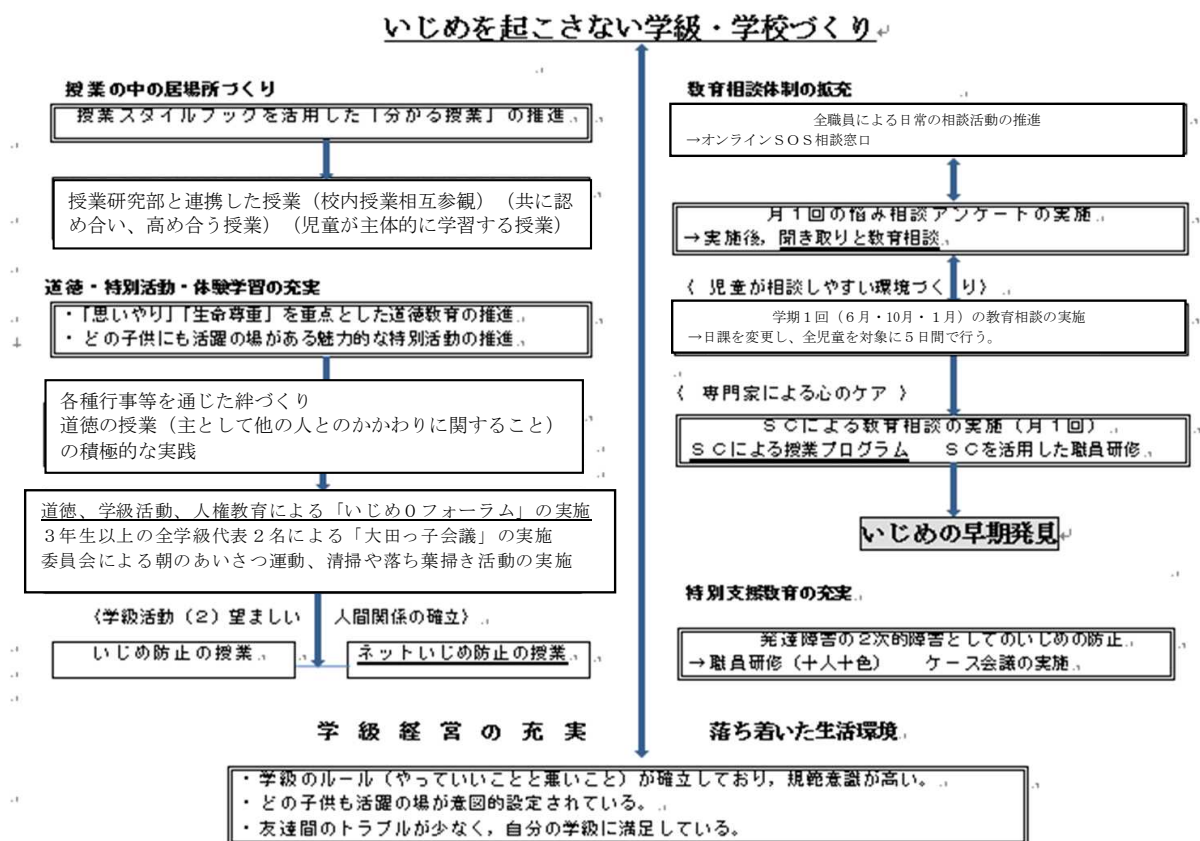
(5) 未然防止のための措置

【未然防止のために】

- ア 現状を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の状況等を把握し、課題を見付ける。
 イ 課題に対してどうしたいか、目標（1年後・半年後・学期の終了時）として設定する。
 ウ 目標を達成するための具体的な計画を作成する。
 エ 実施計画に沿って、一連の取組を確実に実施する。
 オ 一定期間終了後、目標の達成状況を把握し、「ア～エ」の適否を検証する。
 カ 検証の結果から導かれた新たな課題を「ア」とし、再び「イ～オ」を実施する。

未然防止は、今起きている事象と比べ、起きていない事象であるので、危機感を実感しにくい。また、起きていない事象への取組の場合、成果を実感しにくい。そのため、管理職による教職員への意識啓発が求められる。

いじめの未然防止校内体制図



5 早期発見のための取組

(1) いじめに関する情報収集と実態の把握

- ① 定期的な生活アンケート調査（月末1回、各学級）
- ② 定期相談〔教育相談（6月、10月、1月）、二者面談（7月）〕
- ③ 「こころと体の健康観察」の実施
- ④ 教師の日常的な観察
 - チェックリストの活用（学期1回、適宜）
- ⑤ 教師間のいじめに関する情報連携
 - 学年内（週1回、適宜）、保健室来室情報（週1回、適宜）教科担任制（複数の目で観察）
- ⑥ 各種調査等の活用及び相談体制（オンラインSOS相談窓口等）の充実
- ⑦ 地域からのいじめに関する情報収集

(2) いじめに関する情報の集約と共有

① 集約担当（生徒指導主事）によるいじめに関する情報の集約

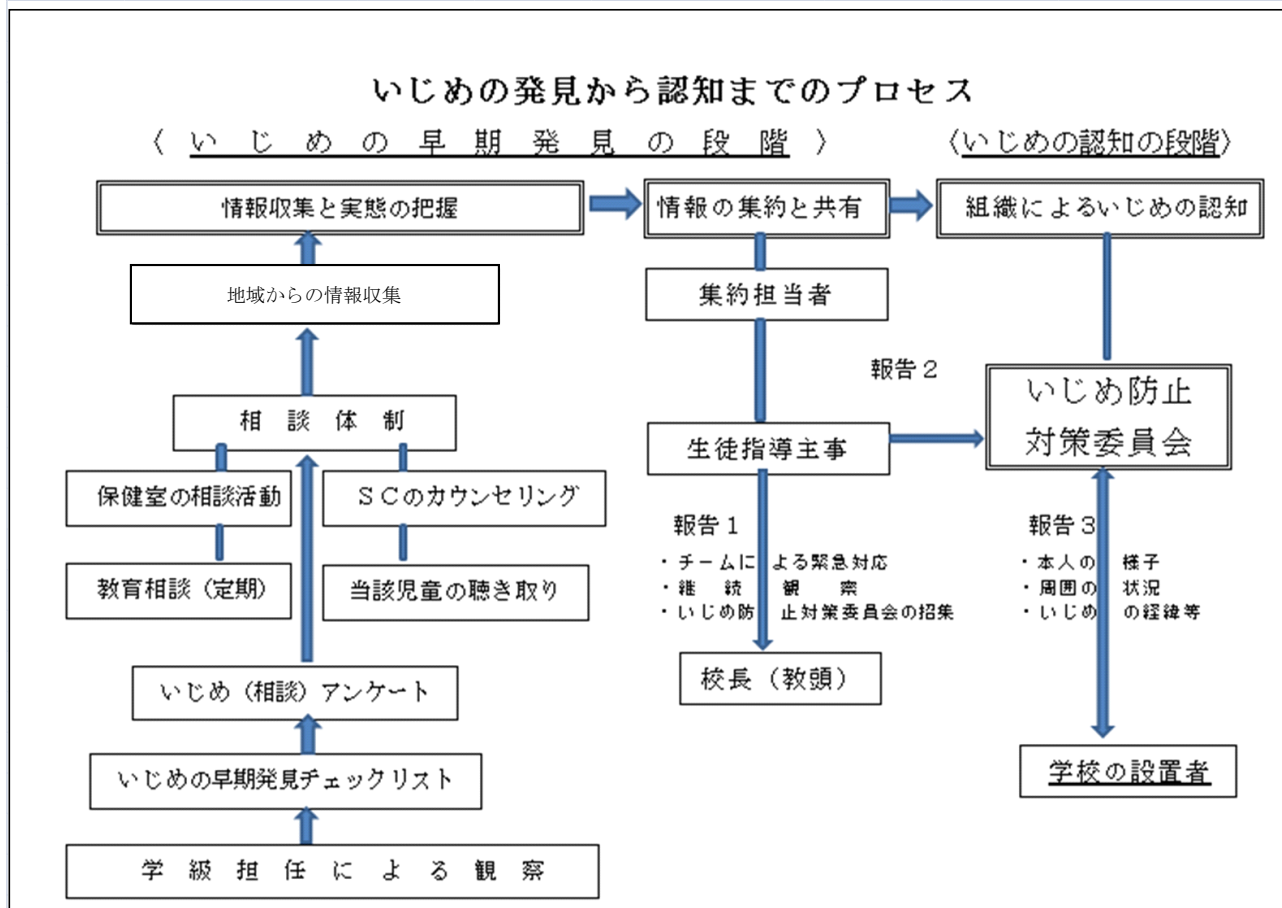
- 集約した情報を「チームによる緊急対応」「いじめ防止対策委員会の招集」「継続観察」の3段階に分類整理する。

② 校長（教頭）へ報告（実行の承認）する。

③ いじめ防止対策委員会（職員会議）における情報の共有

(3) いじめ防止対策委員会によるいじめの認知（定例、適宜）

(4) 教育委員会への報告



6 関係諸機関との連携

市教育委員会やSC、SSW、市家庭児童相談員、民生委員、主任児童員、筑西児童相談所、筑西警察署生活安全課等の関係機関と定期的に情報連携を推進するとともに、いじめ防止のための行動連携の強化を図る。

7 いじめ防止等対策委員会及びいじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止等対策委員会及びいじめ問題対策連絡協議会を組織する。

(1) いじめ防止等対策委員会

- ① 本委員会の構成員は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、各学年生徒指導担当、特別支援部1名、SCで構成する。
- ② 本委員会は、月1回定期的に開催する他、必要に応じて適宜開催する。

(2) いじめ問題対策連絡協議会

- ① 本協議会の構成員は、下記の通りである。
学校（校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、各学年生徒指導担当、特別支援部1名、SC）、PTA会長、PTA副会長、学校評議員で構成する。
- ② 本協議会は、年間1回定期的に開催する他、必要に応じて適宜開催する。

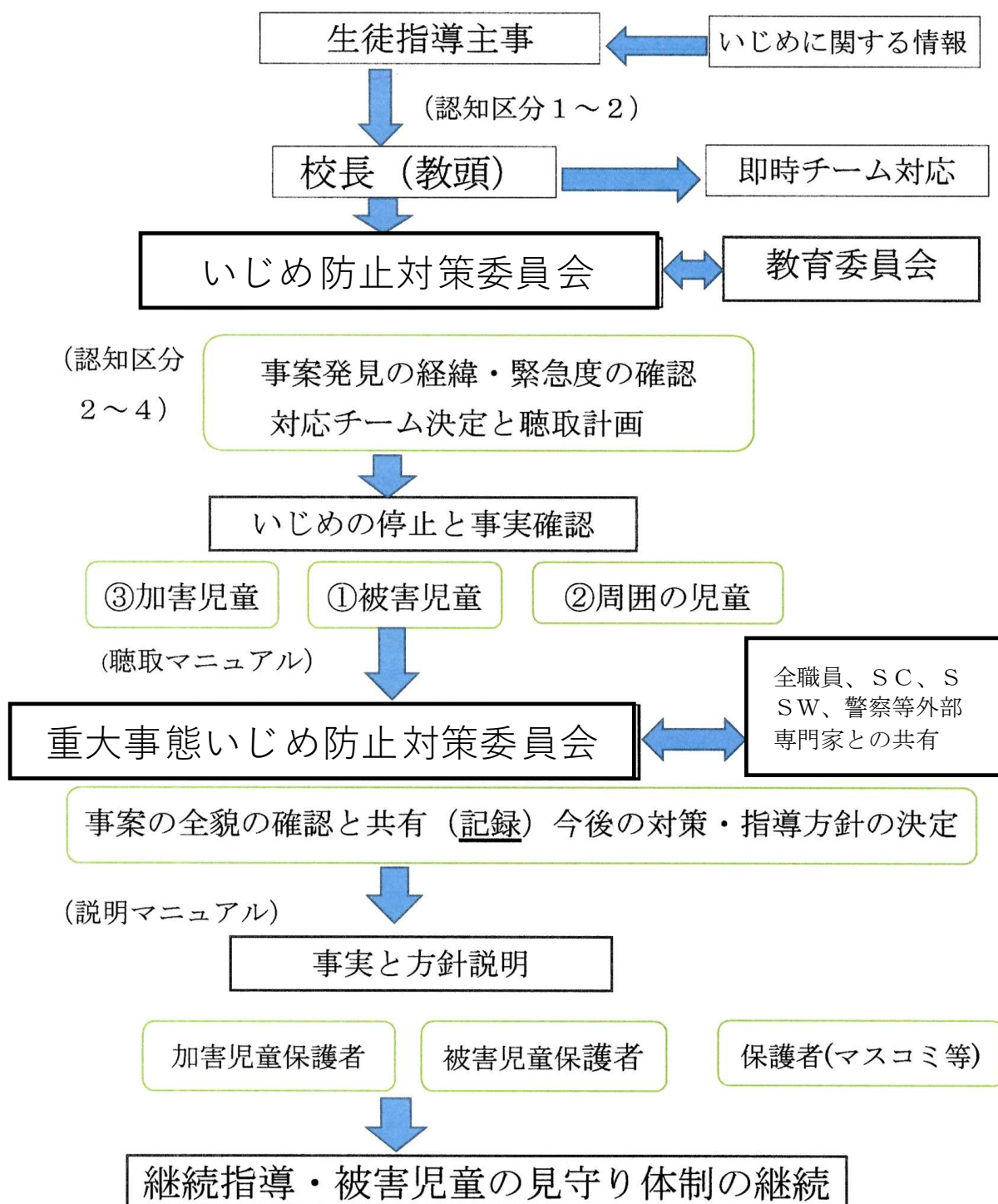
8 いじめ事案への対応

- (1) 本人（保護者）からいじめの内容について話を聞く。
 - ① 傾聴し、親身になって話を聞く。
 - ② 時系列で整理し、事実をできるだけ詳細に聞く。
 - いつ、どこで、誰に（周りにいた児童等も含む）、何をされたのか。
 - 本人の様子（心身の苦痛の程度）はどうか。
 - いじめを受けた経緯や以前から同様の行為は行われていたか。
 - 本人（保護者）の要望等を確認し、本人を守る事を第一に対応することを伝える。
 - ③ いじめ情報の集約担当（生徒指導主事）に速やかに報告する。
- (2) いじめ防止等対策委員会を開催する。
 - ① 本人の心身の苦痛を重点とした対策方針の決定
 - 事案の経緯や緊急度の確認をする。
 - ・「本人の様子」「周囲の状況」等から本人の苦痛の深刻度を推量する。
 - ・「いじめの認知区分」を基に、緊急度を確認する。
 - ② 対応チームを決定し、聴取計画（対処計画）を立てる。
- (3) 見守り体制を整備し、いじめを停止する。
- (4) 対応チームにより、事実確認をする。
 - ① 授業を避けた時間（朝、業間時、昼休み等）を配慮して行う。
 - ② 人目に付かない場所で配慮して行う。
 - ③ 被害児童と加害児童が一緒にならないよう別々の部屋で行う。
 - ④ 被害児童に対しては、「本人は悪くないこと」「どんな理由があっても味方である事」を約束し、安心して話せるよう配慮する。
 - ⑤ 聴取後、被害児童から確認した内容と違いはないか確認し、食い違いがある場合は、事実の整合性がつくまで聴取を進める。
 - ⑥ 周囲の児童からの聴取については、秘密を厳守し、仕返しがないようにする。
 - ⑦ 時系列で記録し、事案の全貌を報告書にまとめる。
- (5) 重大事態いじめ防止対策委員会を開催する。
 - ① いじめの経緯や事実関係全体を明らかにし、共有する。
 - ② 具体的な指導方針や事後の見守り体制を決定する。
 - ③ 市教育委員会へ報告する。
- (6) 保護者へ指導の経緯や事実関係を説明する。
 - ① いじめを受けた児童の保護者との連携（家庭訪問等）
 - 本人の様子を確認する。
 - 事実確認した内容を時系列で分かりやすく説明する。
 - 推量を避け、確認できたこと確認できなかったことに分けて説明する。
 - 指導の経緯や今後の見守り体制や支援等について具体的に説明する。
 - 本人や保護者の願いや要望を確認する。
 - 今後も本人の様子等について連絡し合い、継続して支援していくことを約束する。
 - ② いじめを行った保護者との連携（家庭訪問等）
 - 本人の様子を確認する。
 - 指導の経緯や事実内容を時系列で分かりやすく説明する。
 - 当該児童から確認した内容や本人のいじめ行為について説明する。
 - いじめを受けた児童の「心身の苦痛」を伝え、当該行為の深刻さについて確認する。
 - 内容に違いがあった場合は、よく話を聞くようにする。（事実の究明）
 - 誰もがいじめる側にもいじめを受ける側にもなりうることを伝え、今後も継続して連絡し合い、指導していくことを確認する。
 - 謝罪等についても助言できるようにする。
- (7) いじめを受けた児童の心のケア及び保護者に対する情報提供と支援を行う。
- (8) 加害児童への再発防止指導を実施する。
- (9) 再発防止のための見守り体制を充実させる。

いじめの認知区分

本人の様子	低 1	〈 心 身 の 苦 痛 〉 2 3					高 4
周囲の状況	(1人) 遊び ふざけ 一過性	即時 チーム 対応	(1人) からかい 軽い暴力 継続性	いじめ 防止対 策委員 会対応	(複数) 暴力伴う いじめ、無視 仲間外れ等	重大事態 を想定し た対応	(複数) 集団性 恐喝、暴力 等

いじめ事案対応マニュアル



9 重大事態への対処

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

＜①の場合＞

- ・速やかに市教育委員会に連絡し、教育委員会の指導により適切に対処する。 ＜②の場合＞
- ・事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめ防止等対策委員会を開催する。
- ・いじめを受けた児童及び保護者に対する調査結果の情報提供を行う。
- ・市教育委員会へ迅速に報告する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携、いじめにより生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、ただちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ・被害児童の心のケアと加害児童への再発防止指導を実施する。再発防止指導として、児童相談所やSSW、医療機関等の協力を視野に対応を協議する。
- ・いじめ防止等対策委員会の継続事案とし、見守り体制の構築をする。

10 いじめ防止基本方針及びいじめ防止対策委員会の見直し

- ・いじめ防止に対するより実効性の高い取組を実施するために、基本方針の内容及び対策委員会の組織・運営等については随時見直しを図る。

11 いじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組まねばならない。

<年間指導計画案>

月	通年	学校行事	年間指導計画		
			職員会議等	未然防止	早期発見
4	いじめ防止対策委員会、職員会議、市教委報告	○1年生を迎える会 ○通学団会 ○家庭確認 ○避難訓練 ○学習参観 ○学級懇談会 ○PTA総会	○職員研修（方針、指導計画、職員への周知）	○構成的グループエンカウンター	○生活アンケート ○オンラインSOS相談窓口 ○こころと体の健康観察
5		○遠足（1～4年） ○修学旅行 ○交通安全教室	○いじめ防止対策委員会 ○配慮を要する児童についての共通理解	○SOSの出し方にかかわる授業	○生活アンケート ○オンラインSOS相談窓口 ○こころと体の健康観察
6		○教育相談 ○はみがき教室 ○宿泊学習	○いじめ防止対策委員会 ○チェックリストの活用	○教育相談	○生活アンケート ○オンラインSOS相談窓口 ○こころと体の健康観察 ○教育相談
7		○通学団会 ○二者面談	○いじめ防止対策委員会 ○市生徒指導部会研修会 ○職員研修（SCによる教育相談）	○情報モラルにかかわる授業	○生活アンケート ○オンラインSOS相談窓口 ○こころと体の健康観察
8			○職員研修（SSWによる教育相談）		○オンラインSOS相談窓口 ○こころと体の健康観察
9		○避難訓練 ○プール学習	○職員研修（いじめ対策）	○構成的グループエンカウンター	○生活アンケート ○オンラインSOS相談窓口 ○こころと体の健康観察
10		○運動会 ○プール学習 ○クリーン活動	○いじめ防止対策委員会 ○チェックリストの活用	○教育相談	○生活アンケート ○オンラインSOS相談窓口 ○こころと体の健康観察 ○教育相談
11		○あいさつ運動（学校、地域） ○学習参観 ○ボランティアさんに感謝する会 ○教育講演会 ○教育相談 ○宿泊学習	○いじめ防止対策委員会	○いばらき教育月間道徳授業「主として他の人とのかわりに関すること」の積極的な実践	○生活アンケート ○オンラインSOS相談窓口 ○こころと体の健康観察
12		○いじめ防止人権フォーラム ○通学団会 ○避難訓練	○いじめ防止対策委員会	○人権メッセージ及びいじめ防止の学級スローガン作成 ○情報モラル教室（3～6年）	○生活アンケート ○オンラインSOS相談窓口 ○こころと体の健康観察
1		○教育相談 ○学力診断テスト ○入学説明会	○いじめ防止対策委員会 ○チェックリストの活用	○教育相談	○生活アンケート ○オンラインSOS相談窓口 ○こころと体の健康観察 ○教育相談
2		○学習参観 ○通学団会	○いじめ防止対策委員会	○構成的グループエンカウンター	○生活アンケート ○オンラインSOS相談窓口 ○こころと体の健康観察
3		○夢いっぱい集会（6年生を送る会）	○いじめ防止対策委員会		○生活アンケート ○オンラインSOS相談窓口 ○こころと体の健康観察

いじめ防止対策の更なる強化について

いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に基づいて行う国の取組について、当面特に重点を置いて検討・実施していく事項を以下の通り整理する。

(※は、特にいじめの重大化・深刻化防止に向けた取組)

(いじめの防止)

① いじめ未然防止教育のモデル構築

- ・「いじめ防止対策協議会」と連携しつつ、いじめ未然防止教育の指導案、指導教材等のモデルを構築。
- ・いじめ未然防止教育について指導過程を解説した教職員用動画教材等を作成。

※② 重大事態調査報告書を活用したいじめの質的分析のための専門家会議の新設

- ・国に提供された重大事態調査報告書から、誰が・いつ・どのような対応を行えばいじめが重大化しなかったのか等のいじめの端緒・予兆や重大化要因等を分析し、学校での未然防止等に活用。

(早期発見)

③ こどもの視点に立った相談体制の充実

- ・1人1台端末等の活用による「心の健康観察」の導入の推進、SCやSSWの配置充実、SNS等を活用した教育相談体制の整備推進、人権相談の充実等による相談体制を充実するとともに、こどもの声を聴き、こどもの視点に立って、こどもの悩みを受け止められるような取組を推進。

(いじめへの対処)

※④ 教育・福祉・警察等連携による加害児童生徒への対応の強化

- ・教育委員会の下での警察OB等の多職種の専門家によるチーム支援のモデル構築。
- ・学校外からのいじめ防止対策の取組の中で、首長部局と警察との連携体制の構築を推進。
- ・加害児童生徒に対する学校・教育委員会による毅然とした指導・対応や、教育委員会・こども家庭センター等が連携した教育・福祉等一体となった支援の推進。

※⑤ 重大事態対応等における第三者性（中立性・公平性）の確保

- ・首長部局でいじめ解消に取り組む仕組みを導入するためのガイドラインの作成。
- ・重大事態調査の調査委員（第三者委員）の質的・量的拡大に向けた専門家への研修会の実施。

⑥ ネットいじめ、ネット上での誹謗中傷対策の強化

- ・小学校の低学年段階からのインターネットの適切な利用に関する教育・啓発等、教職員研修や保護者への啓発を実施。

(地方公共団体・学校の実施する取組の充実)

※⑦ 学校・教育委員会等の重大事態対応に関する平時からの備えの徹底

- ・学校いじめ対策組織を中心とした対応や関係部局・職能団体等との連携体制構築のため、国で作成したチェックシートを用いた点検を実施。

※⑧ 重大事態対応等に関する教育委員会・首長部局等への助言

- ・改訂「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を周知徹底するため、研修会等を実施。
- ・重大事態調査に関する地方公共団体等への助言を行ういじめ調査アドバイザーの積極的活用促進。
- ・国のサポートチーム派遣による教育委員会・首長部局担当者等への取組改善に関する助言や、教育委員会・首長部局等からの求めに応じて重大事態対応に係る相談を実施。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（p 6～7 参照）

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	☐
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	☐
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	☐
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	☐
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対応の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	☐
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	☐
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	☐
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	☐
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	☐
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	☐
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	☐
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	☐

平成28年9月1日
平成30年8月20日
令和3年1月25日
令和4年6月7日
令和5年6月8日
令和6年5月1日
令和7年5月2日
改
改
改
改
改
改